

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年2月14日

【四半期会計期間】 第17期第1四半期(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

【会社名】 フィンテック グローバル株式会社

【英訳名】 FinTech Global Incorporated

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 玉井 信光

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
虎ノ門タワーズオフィス

【電話番号】 03-5733-2121

【事務連絡者氏名】 取締役 執行役員 経営管理部長
鷺本 晴吾

【最寄りの連絡場所】 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
虎ノ門タワーズオフィス

【電話番号】 03-5733-2121

【事務連絡者氏名】 取締役 執行役員 経営管理部長
鷺本 晴吾

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第16期 第1四半期 連結累計(会計)期間	第17期 第1四半期 連結累計(会計)期間	第16期
会計期間	自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日	自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日	自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日
売上高 (千円)	1,762,068	943,849	3,465,497
経常損失 (千円)	477,967	147,058	2,604,219
四半期(当期)純損失 (千円)	156,941	100,536	2,172,834
純資産額 (千円)	5,207,007	3,008,127	3,164,555
総資産額 (千円)	13,514,088	7,650,442	7,352,430
1株当たり純資産額 (円)	3,727.13	1,928.77	2,024.72
1株当たり四半期(当期)純損失 (円)	129.90	83.22	1,798.88
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	33.3	30.5	33.3
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,774,786	△18,110	626,830
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△2,591,312	△31,507	△2,281,596
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△1,857,017	372,026	△3,376,149
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高 (千円)	3,206,397	1,146,274	829,661
従業員数 (名)	119	60	72

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式は存在しますが1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当社グループは、平成22年10月より新たな事業推進体制を始動しており、体制整備を進めております。子会社のフィンテックグローバル証券株式会社、フィンテックアセットマネジメント株式会社に当社の営業主体を移管しており、それぞれの子会社において投資銀行事業、アセットマネジメント・アドバイザリー事業を推進しております。これに株式会社パブリック・マネジメント・コンサルティングの公共財関連事業を加え、これら3事業をコア事業と位置付けております。また当社は事業持株会社としての役割（グループ事業の統括・管理業務受託）及びプリンシパルファイナンス事業に特化し、経営効率の向上と経営構造改革を推進しております。この他、その他投資先事業として、コア事業以外の事業会社への純投資を行っております。

なお、コア事業である3事業の事業推進の基本方針並びにプリンシパルファイナンス事業及びその他投資先事業の内容は以下の通りであります。なお、当第1四半期連結会計期間において、主要な関係会社の異動はありません。

投資銀行事業（事業推進子会社 フィンテックグローバル証券株式会社）

付加価値の高い情報・ノウハウを蓄積した「ブティック型インベストメントバンク」として、クライアントのニーズに応じた最適なファイナンスソリューションを提供するという基本方針のもと、下記の事業を推進いたします。

1. ファイナンスアレンジメント・アドバイザリー

クライアントの財務内容及び経営課題を掌握し、ニーズに応じたファイナンスのアレンジメント、アドバイザリー業務を提供

2. エグゼキューション業務受託

これまで蓄積したスキーム・ノウハウを、提携するグループ内外の会計・税務・法務・鑑定等の専門家に提供し、付加価値あるソリューションを実現

3. 証券業務

第三者割当増資、社債発行、新株予約権発行など、クライアントの多様なデット/エクイティ調達ニーズに柔軟に対応

アセットマネジメント・アドバイザリー事業（事業推進子会社 フィンテックアセットマネジメント株式会社）

企業経営にかかわる各種分野—ビジネス、金融、会計、法律他—の専門知識と実務経験を持つ経営支援・フィナンシャルアドバイザリー企業として、事業再生、M&A、各種再編などへの幅広いビジネスソリューションを提供し、クライアントにとって最良の経営判断を導き、その実現を支援していくという基本方針のもと、下記の事業を推進いたします。

1. アセットマネジメント業務

投資運用対象を企業・事業投資、不動産、その他有価証券・債権などとするプライベートエクイティ業務を展開し、当社及び当社グループのノウハウを集約して、クライアントの資産価値の最大化を実現します。また、クライアントの遊休不動産・担保不動産の任意売却や証券化を支援してまいります。

2. フィナンシャル・アドバイザリー業務

・資金調達・財務改善コンサルティング業務、M&Aアドバイザリー業務

3. 経営コンサルティング業務

- ・ビジネス分析・調査、経営コンサルティング業務

4. 再生支援業務

- ・当社グループまたは当社組成ファンドによるスポンサー業務、並びにスポンサー招聘業務
- ・再生診断、債務圧縮・財務リストラにおける実行支援
- ・再生M&Aの手法・ストラクチャーの検討支援 など

公共財関連事業（事業推進子会社 株式会社パブリック・マネジメント・コンサルティング）

株式会社パブリック・マネジメント・コンサルティングは、地方自治体に対し基準モデルでの公会計導入のためのソフトウェアの提供及び財務諸表作成の支援コンサルティング業務を行っております。今後は、次ステージの「財政改革支援コンサル」、「公共財コンサル」へ展開することで公会計から公共財への展開を狙ってまいります。この基本方針のもと、下記の基本業務及び拡張業務を推進してまいります。

基本業務

- ・公会計（基準モデル）のシステム開発、販売及び導入コンサルティング
- ・公会計（固定資産台帳）のシステム開発、販売及び導入コンサルティング
- ・公会計（財政改革支援ツール）の販売及び財政改革コンサルティング

拡張業務（当社グループ会社と協働）

- ・財政白書の作成支援
- ・公共施設マネジメント白書作成支援
- ・自治体のPRE（Public Real Estate）業務支援コンサルティング
- ・第三セクター等の事業再生コンサルティング等

プリンシパルファイナンス事業

当事業では、当社が自己の資金を自らの判断で案件に投融資するビジネスであるプリンシパルファイナンスを行っており、投資銀行事業及びアセットマネジメント・アドバイザー事業との相乗効果を有しております。

その他投資先事業

当事業では、コア事業以外の純投資を目的とした事業会社による収益を計上しております。当事業に属する主な子会社としては、福利厚生トータルサービスを行う㈱ベルス、再保険事業を行うCrane Reinsurance Limited、ベンチャーキャピタルファンドであるFINTECH GIMV FUND, L.P. (FGF)などがあります。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における状況

平成22年12月31日現在

従業員数(名)	60	(11)
---------	----	------

- (注) 1 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。
- 2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員(派遣社員、契約社員、アルバイト)の当第1四半期連結会計期間の平均雇用人員であります。
- 3 従業員数が当第1四半期連結会計期間において12名減少しておりますが、主として希望退職制度の実施による減少であります。(主に前連結会計年度における投資銀行事業及び全社セグメントからの減少であります。)

(2) 提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(名)	15	(1)
---------	----	-----

- (注) 1 従業員数は、当社から他社への出向者を除く就業人員であります。
- 2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員(派遣社員、アルバイト)の当第1四半期会計期間の平均雇用人員であります。
- 3 従業員数が当第1四半期会計期間において25名減少しておりますが、主として子会社への転籍及び希望退職制度の実施による減少であります。

第2 【事業の状況】

1 【営業取引の状況】

(1) 生産実績

当社グループは生産を行っていないため、該当事項はありません。

(2) 受注実績

当社グループは受注を行っていないため、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
投資銀行事業	102,442	—
アセットマネジメント・アドバイザー事業	51,914	—
公共財関連事業	51,506	—
プリンシパルファイナンス事業	254,622	—
その他投資先事業	483,363	—
合計	943,849	—

(注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。

2 主な相手先の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前第1四半期連結会計期間		当第1四半期連結会計期間	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
個人顧客	554,047	31.4	—	—
(株)アイベックス	348,109	19.8	—	—
Lloyd's Syndicate HDU 382	246,024	14.0	367,056	38.89
(株)サンシティ	—	—	128,825	13.65
大和リビング(株)	179,224	10.2	—	—

3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他経営に重要な影響を及ぼす事象

当社グループは、平成20年9月期決算以降重要な営業損失を計上しており、当第1四半期連結累計期間においても、営業損失117百万円を計上していることから、継続企業の前提に関する重要事象等が存在しております。

当該状況を解消すべく、「4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」に記載の対応策を実施しており、また今後の資産売却による手許流動性の確保の蓋然性等を勘案すると、当社グループの財務リスクは大幅に軽減されており当面の資金繰りに懸念はなくなっていることから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しておりますので、四半期連結財務諸表において、継続企業の前提に関する注記は記載しておりません。

なお、文中における将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 提出会社の代表者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容

① 経営成績の分析

当第1四半期連結会計期間におけるわが国の経済環境は、個人消費の駆け込み需要の反動や急激な円高の進行、依然として厳しい雇用・所得環境により、景気の緩やかな回復基調が一服し、先行きは不透明であります。

このような経済環境において当社グループは、平成22年10月より子会社のフィンテックグローバル証券(株)及びフィンテックアセットマネジメント(株)に当社の営業主体を移管し、それぞれで「投資銀行事業」、「アセットマネジメント・アドバイザー事業」を推進しております。この2事業に(株)パブリック・マネジメント・コンサルティングの「公共財関連事業」を加えた3事業を当社グループのコア事業として経営資源を集中して参ります。また、当社（フィンテックグローバル(株)）は事業持株会社としての役割（グループ事業の統括・管理業務受託）及びプリンシパルファイナンス事業に特化し、経営効率の向上と経営構造改革を推進いたします。

事業の状況については、投資銀行事業においてフィンテックグローバル証券(株)が顧客の財務的課題に対し総合的なアドバイザー業務を提供するとともに、ファイナンス等のニーズを捉えソリューションを提供するビジネスを展開しております。また、アセットマネジメント・アドバイザー事業においては、フィンテックアセットマネジメント(株)が民事再生中の事業会社に対しスポンサーとしての支援業務や、リファイナンスアレンジメント受託への取組みなどを活発化させております。この2事業においては、当社グループ本来の業務であるアレンジメント業務などによる手数料収入が大幅に増加しており、本業に回帰しての収益機会が増加してきているといえます。公共財関連事業では、公会計に基準モデルを採用する地方自治体において、(株)パブリック・マネジメント・コンサルティングの提供する公会計ソフト“PPP”がトップシェアを有しているアドバンテージを生かし、資産更新問題を分析する新商品や、地方自治体の来年度予算の獲得のための営業活動を展開しました。

これらのコアとなる3事業と当社が行う自己資金投融資事業であるプリンシパルファイナンス事業、及びその他投資先事業（Crane Reinsurance Limited、(株)ベルス等）がほぼ計画通り推移したことから、当第1四半期連結会計期間の売上高は943百万円（前年同期比46.4%減、平成23年9月期通期連結業績予想値進捗率32.5%）となりました。なお、前年同期比では売上高は818百万円減少しておりますが、前年同期には担保実行により取得した不動産の売却等による売上高を583百万円、前期中に連結除外された子会社の売上高を290百万円計上しており、これらを除外した前年同期の売上高は887百万円であるため、前年同期比の実質的な売上高は回復していると考えております。

利益面におきましては、引続き経費削減を継続しているものの本格的な削減効果の現出は第2四半期以降を予定していることや、当社の新株予約権付社債を担保とした借入などのプリンシパル投融資向けの資金調達コスト負担も重いため黒字化までには至らず、営業損失は117百万円（前年同期は503百万円の損失）、経常損失は147百万円（前年同期は477百万円の損失）、四半期純損失は100百万円（前年同期は156百万円の損失）となりました。

セグメント別の業績は以下のとおりであります。なお、当第1四半期より当社グループの事業推進体制の変更及びマネジメントアプローチの導入に伴い、報告セグメントを変更しております。

I 投資銀行事業

当事業を行うフィンテックグローバル証券(株)は、顧客企業に対する継続的なフィナンシャル・アドバイザー（FA）業務を安定した収益基盤、営業基盤として、顧客の資金ニーズにあったファイナンスアレンジを提案、実行するなど、親密顧客への垂直展開を図っております。また、新規取引先のFA業務等を獲得するなど、顧客基盤も漸次拡大しております。この結果、投資銀行事業の売上高は102百万円、営業利益は20百万円となりました。

II アセットマネジメント・アドバイザー事業

当事業を行うフィンテックアセットマネジメント(株)は、前期から続くアセットマネジメント業務やFAの継続案件による安定的な収益に加え、顧客の資産売却アドバイザー業務や民事再生企業のスポンサーとしての支援業務獲得により、収益を計上しております。この結果、アセットマネジメント・アドバイザー事業の売上高は51百万円、営業損失は21百万円となりました。

III 公共財関連事業

当事業においては、(株)パブリック・マネジメント・コンサルティングが、地方自治体に対し基準モデルでの公会計導入のためのソフトウェアの提供及び財務諸表作成の支援コンサルティング業務を行っておりますが、当第1四半期においては、受注済コンサルティング案件の仕上げと地方自治体の来年度予算獲得の営業に注力しております。また、地方自治体の資産更新問題を詳細分析できる新商品「財政支援ツール 改革」によりさらに営業推進力を強化しております。この結果、公共財関連事業の売上高は51百万円、営業損失は3百万円となりました。

IV プリンシパルファイナンス事業

当事業では、自己の資金を自らの判断で案件に投融資するビジネスであるプリンシパルファイナンスを行っております。当第1四半期においては、営業貸付金等の金利収入、顧客企業の資金繰り支援のための一時的な資産買取りを行なう投資事業などにより、プリンシパルファイナンス事業の売上高は254百万円、営業損失は20百万円となりました。

V その他投資先事業

当事業では、コア事業以外の純投資を目的とした事業会社による収益を計上します。

(株)ベルスは、厳しい不動産市況においても、事業は計画通りに推移しており、流通大手企業への住宅サービス提供の開始、再生住宅の紹介ビジネスの開始等明るい兆しも出てきており、同社単体で、売上高は116百万円、営業損失は4百万円となりました。

Crane Reinsurance Limitedは、前期に引続きHardy Underwriting Bermudaのシンジケート382から傷害保険等のリスクを引き受けております。なお、当第1四半期の同社単体の売上高は367百万円、営業利益は113百万円となっており、前期までの同社業績（前期通期業績は売上高492百万円、営業損失52百万円）と比べて大幅に伸張しております。これは前期における売上計上の資料の変更（外部機関の報告書から再保険会社の発行する勘定書への変更）に伴う調整によるものであり、通期業績予想に対しては予定通りの進捗状況となっております。

これらの結果、その他投資先事業の売上高は483百万円、営業利益は74百万円となりました。

② 財政状態の分析

（総資産）

当第1四半期連結会計期間末における総資産は7,650百万円（前連結会計年度末比4.1%増）となりました。これは主として、プリンシパルファイナンス事業における販売用不動産が209百万円減少し、営業貸付金が回収により203百万円減少したものの、現金及び預金が316百万円増加したことによるものであります。

（負債）

当第1四半期連結会計期間末における負債は4,642百万円（前連結会計年度末比10.9%増）となりました。これは主として、短期借入金が437百万円増加したことによるものであります。

（純資産）

当第1四半期連結会計期間末における純資産は3,008百万円（前連結会計年度末比4.9%減）となりました。これは主に、四半期純損失100百万円の計上による利益剰余金の減少によるものであります。

③ キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、1,146百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動による資金の減少は、18百万円（前年同期は1,774百万円の増加）となりました。

増加の主な内訳は、プリンシパルファイナンス事業におけるたな卸資産の減少209百万円、回収による営業貸付金の減少203百万円であり、減少の主な内訳は、税金等調整前四半期純損失111百万円、未収入金の増加383百万円であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動による資金の減少は、31百万円（前年同期は2,591百万円の減少）となりました。

減少の主な内訳は、投資有価証券の取得による支出16百万円であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動による資金の増加は、372百万円（前年同期は1,857百万円の減少）となりました。

増加の主な内訳は、短期借入金の純増437百万円であり、減少の主な内訳は、長期借入金の返済による支出65百万円であります。

④ 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変

更及び新たに生じた課題はありません。

⑤ 研究開発活動

該当事項はありません。

(2) 事業等のリスクに記載した重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事実等を解消し、又は改善するための対応策

「2 事業等のリスク」に記載しているとおり、当社グループには将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他経営に重要な影響を及ぼす事象が存在しております。当該状況を解消すべく、これまで当社グループでは収益基盤の確立とコスト削減、投融資額（注1）の圧縮及び有利子負債（注2）の削減等に取り組んで参りました。

- ①収益基盤の確立については、投資銀行事業、アセットマネジメント・アドバイザー事業において、投資家からの資金を導引するディール（案件）の創出を強化するとともに、企業再生の財務アドバイザー業務、企業再生のスポンサー契約、不動産投資案件のリファイナンスアレンジなど、経済環境の変化に適合した事業を展開しております。また、海外投資家との共同投資案件などのプリンシパルファイナンスの一部再開にも至っております。その他公共財関連事業においては、地方自治体のニーズを着実に捉えた公会計導入コンサルティング業務が着実に拡大してきております。
- ②コスト削減については、一般経費、人件費の見直しを随時進めてきております。平成23年9月期第2四半期よりさらなるコスト削減を見込んでおります。
- ③投融資額に関しては、当第1四半期末に36億円となっており、総資産額が過去ピークの平成20年9月期第1四半期末対比641億円と大幅な圧縮をしております。それに従い、有利子負債についても、当第1四半期末に27億円となっており、平成20年9月期第1四半期末対比635億円と大幅な削減を実行しております。

以上のような諸施策の進展、並びに、有利子負債の削減が進んでいる状況下、今後の資産売却による手許流動性の確保の蓋然性等を勘案すると、当社グループの財務リスクは大幅に軽減されており当面の資金繰りに懸念はなくなっていることから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しておりますので、四半期連結財務諸表において、継続企業の前提に関する注記は記載しておりません。

(注1)投融資額・・・営業投資有価証券、営業貸付金、販売用不動産の合計から貸倒引当金額を減じた額

(注2)有利子負債・・・連結貸借対照表に計上されている全ての有利子負債（ゼロクーポンの新株予約権付社債を含む）

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	3,084,000
計	3,084,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年2月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,208,135	1,208,510	東京証券取引所 (マザーズ)	(注) 2
計	1,208,135	1,208,510	—	—

(注) 1 提出日現在の発行数には、平成23年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

2 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、当社は単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権(ストックオプション)

(平成13年12月25日 株主総会の特別決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	「(1)株式の総数等②発行済株式」に記載の普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	725 (注) 1, 4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり667 (注) 2, 4
新株予約権の行使期間	平成15年12月26日から平成23年12月25日まで (当社取締役及び従業員) 当社上場後から平成23年12月25日まで (認定支援者)(注) 3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 667 (注) 2, 4 資本組入額 667 (注) 2, 4
新株予約権の行使の条件	当社取締役、又は従業員であることを要す (認定支援者を除く)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡することはできないものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 当社が株式分割等により株式を発行する場合は、未行使の新株引受権の目的たる株式数は次の算式により調整し、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

$$(\text{調整後株式数}) = (\text{調整前株式数}) \times \frac{(\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数})}{(\text{既発行株式数})}$$

- 2 当社が株式の分割及び発行価額を下回る価格で新株を発行する場合、又は転換社債及び新株引受権付社債を発行する場合は、次の算式により発行価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$(\text{調整後発行価額}) = \frac{(\text{既発行株式数}) \times (\text{調整前発行価額}) + (\text{新発行株式数}) \times (1 \text{株当たり払込金額})}{(\text{既発行株式数}) + (\text{新発行株式数})}$$

- 3 当社は「新事業創出促進法(経済産業省認定)」の認定事業者であります。
- 4 当社は平成16年12月20日付をもって普通株式1株につき5株の割合で、平成17年12月20日付をもって普通株式1株につき3株の割合で、また平成18年10月1日付をもって普通株式1株につき5株の割合でそれぞれ株式分割を行っております。このため、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、発行価格及び資本組入額はそれぞれ調整されております。

② 新株予約権

平成13年改正旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次の通りであります。

(平成16年6月16日 株主総会の特別決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	447
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	「(1)株式の総数等②発行済株式」に記載の普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	33,525 (注)1, 5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり5,334 (注)2, 3, 5
新株予約権の行使期間	平成18年7月1日から平成26年6月15日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 5,334 (注)2, 3, 5 資本組入額 5,334 (注)2, 3, 5
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に譲渡、質入れその他一切の処分をすることができないものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により本新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとします。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で本新株予約権者が行使していない目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる単位未満の株式については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い又は株式交換を行い完全親会社となる場合、当社は必要と認める目的となる株式の数の調整を行います。

2 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整するものとします。但し、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額} \times 1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

3 当社が時価を下回る価格で新株の発行(新株予約権の行使による場合を除く。)又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整するものとします。但し、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとします。なお、「既発行株式数」とは、発行済株式の総数から当社の保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する株式数」に読み替えるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額} \times \left(\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4 新株予約権の行使条件

(1) 新株予約権の割当を受けたものは、本新株予約権の権利行使時においても、当社、当社の子会社又は関連会社の取締役、監査役又は従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合はこの限りではない。

(2) その他の条件及び新株予約権の譲渡に関する事項については、平成16年6月16日開催の臨時株主総会ならびに平成16年12月1日及び平成16年12月14日の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けたものとの間で締結する「新株予約権付与契約書」に定められている。

5 当社は平成16年12月20日付をもって普通株式1株につき5株の割合で、平成17年12月20日付をもって普通株式1株につき3株の割合で、また平成18年10月1日付をもって普通株式1株につき5株の割合でそれぞれ株式分割を行っております。このため、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、発行価格及び資本組入額はそれぞれ調整されております。

(平成16年12月3日 株主総会の特別決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	78
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	「(1)株式の総数等②発行済株式」に記載の普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,850 (注) 1, 5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり14,667 (注) 2, 3, 5
新株予約権の行使期間	平成18年12月10日から平成26年11月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 14,667(注) 2, 3, 5 資本組入額 14,667(注) 2, 3, 5
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に譲渡、質入れその他一切の処分をすることができないものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により本新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとします。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で本新株予約権者が行使していない目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる単位未満の株式については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(又は併合)の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い又は株式交換を行い完全親会社となる場合、当社は必要と認める目的となる株式の数の調整を行います。

- 2 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整するものとします。但し、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

- 3 時価を下回る価格で新株の発行(新株予約権の行使による場合を除く。)又は自己株式の処分を行う場合は、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整するものとします。但し、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとします。なお、「既発行株式数」とは、発行済株式の総数から当社の保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する株式数」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 4 新株予約権の行使条件

(1) 新株予約権の割当を受けたものは、本新株予約権の権利行使時においても、当社、当社の子会社又は関連会社の取締役、監査役又は従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合はこの限りではない。

(2) その他の条件及び新株予約権の譲渡に関する事項については、平成16年12月3日開催の定時株主総会及び平成17年12月2日の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けたものとの間で締結する「新株予約権付与契約書」に定められている。

- 5 当社は、平成17年12月20日付をもって普通株式1株につき3株の割合で、平成18年10月1日付をもって普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。このため、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、発行価格及び資本組入額はそれぞれ調整されております。

(平成17年12月20日 株主総会の特別決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	30
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	「(1)株式の総数等②発行済株式」に記載の普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	150 (注) 1, 5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり145,979(注) 2, 3, 5
新株予約権の行使期間	平成20年1月1日から平成27年11月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 145,979(注) 2, 3, 5 資本組入額 72,990(注) 2, 3, 5
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により本新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとします。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で本新株予約権者が行使していない目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(又は併合)の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い又は株式交換を行い完全親会社となる場合、当社は合理的に必要と認められる範囲内で目的となる株式の数の調整を行います。

2 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整するものとします。但し、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

3 時価を下回る価格で新株を発行する場合又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。)は、次の算式により払込金額を調整するものとします。但し、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとします。なお、「既発行株式数」とは、発行済株式の総数から当社の保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

4 新株予約権の行使条件

(1) 新株予約権の割当を受けたものは、本新株予約権の権利行使時においても、当社及び当社の子会社又は関連会社の取締役、監査役又は従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合はこの限りではない。

(2) その他の条件については、平成17年12月20日開催の定時株主総会及び平成18年4月27日の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けたものとの間で締結する「新株予約権付与契約書」に定められている。

5 当社は、平成18年10月1日付をもって普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。このため、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、発行価格及び資本組入額はそれぞれ調整されております。

会社法に基づき発行した新株予約権は次の通りであります。

(平成18年12月20日 株主総会の特別決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	583
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	「(1)株式の総数等②発行済株式」に記載の普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	583 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり71,130(注) 2, 3
新株予約権の行使期間	平成21年6月4日から平成28年11月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 71,130(注) 2, 3 資本組入額 35,565(注) 2, 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により本新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとします。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い又は株式交換を行い完全親会社となる場合、当社は合理的に必要と認められる範囲内で目的となる株式の数の調整を行います。

2 当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合は、それぞれ効力発生の時をもって、次の算式により行使価額を調整するものとします。但し、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

3 当社が時価を下回る価格で新株の発行又は自己株式の処分(ストックオプションの権利行使による新株発行又は自己株式の処分を行う場合を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整するものとします。但し、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する株式数」に読み替えるものとします。

4 新株予約権の行使条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
- (2) 新株予約権割当契約で権利行使期間中の各年(6月4日から翌年6月3日までの期間)において権利行使できる新株予約権の個数の上限又は新株予約権の行使によって発行される株式の発行価額の合計額の上限を定めることができるものとする。
- (3) その他権利行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、新株予約権割当契約に定めるところによる。

(平成20年12月19日 株主総会の特別決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	200
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	「(1)株式の総数等②発行済株式」に記載の普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	200(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり2,695(注)2
新株予約権の行使期間	平成22年12月29日から平成30年11月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,695(注)2 資本組入額 1,348(注)2
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注)1 当社が株式分割(株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により本新株予約権の目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)を調整するものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、付与株式数を調整することが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができます。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

- 2 当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式に使用する「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えます。

さらに、上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができます。

- 3 新株予約権の行使条件

- (1) 新株予約権者は、当社または当社の子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位に該当しなくなった場合、該当しなくなった時点で未行使の本新株予約権全部を放棄する。但し、任期満了による退任、定年退職の場合、又はその他これに準ずる正当な理由があるものと当社の取締役会が判断した場合は、地位に該当しなくなった時点から1年を経過した日、又は本新株予約権の行使期間の最終日のいずれか早く到来する日において、未行使の本新株予約権全部を放棄する。
- (2) 新株予約権者は、本新株予約権の全部又は一部について、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができないものとする。
- (3) その他権利行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、新株予約権割当契約に定めるところによる。

- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。
- i 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - ii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - iii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
 - iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記iiiに従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - v 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - vi 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
 - vii 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
 - viii 新株予約権の取得条項
(注)5に準じて決定する。
 - ix その他の新株予約権の行使の条件
(注)3に準じて決定する。
- 5 以下の i、ii、iii、iv又はvの議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は代表取締役の決定がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。
- i 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ii 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - iii 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - iv 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - v 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(平成21年12月18日 株主総会の特別決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	220
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	「(1)株式の総数等②発行済株式」に記載の普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	220 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり3,220(注) 2
新株予約権の行使期間	平成23年12月28日から平成31年11月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,220(注) 2 資本組入額 1,610(注) 2
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

(注) 1 当社が株式分割(株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により本新株予約権の目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)を調整するものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、付与株式数を調整することが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができます。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

- 2 当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式に使用する「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えます。

さらに、上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができます。

- 3 新株予約権の行使条件

- (1) 新株予約権者は、当社または当社の子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位に該当しなくなった場合、該当しなくなった時点で未行使の本新株予約権全部を放棄する。但し、任期満了による退任、定年退職の場合、又はその他これに準ずる正当な理由があるものと当社の取締役会が判断した場合は、地位に該当しなくなった時点から1年を経過した日、又は本新株予約権の行使期間の最終日のいずれか早く到来する日において、未行使の本新株予約権全部を放棄する。
- (2) 新株予約権者は、本新株予約権の全部又は一部について、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができないものとする。
- (3) その他権利行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、新株予約権割当契約に定めるところによる。

- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。
- i 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - ii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - iii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
 - iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記iiiに従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - v 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - vi 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
 - vii 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
 - viii 新株予約権の取得条項
(注)5に準じて決定する。
 - ix その他の新株予約権の行使の条件
(注)3に準じて決定する。
- 5 以下の i、ii、iii、iv又はvの議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。
- i 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ii 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - iii 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - iv 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - v 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(平成22年12月21日 株主総会の特別決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	358
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	「(1)株式の総数等②発行済株式」に記載の普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	358 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり4,100(注) 2
新株予約権の行使期間	平成24年12月28日から平成32年11月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 4,100(注) 2 資本組入額 2,050(注) 2
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合は、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

(注) 1 当社が株式分割(株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により本新株予約権の目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)を調整するものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、付与株式数を調整することが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができます。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

- 2 当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式に使用する「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えます。

さらに、上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができます。

- 3 新株予約権の行使条件

- (1) 新株予約権者は、当社または当社の子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位に該当しなくなった場合、該当しなくなった時点で未行使の本新株予約権全部を放棄する。但し、任期満了による退任、定年退職の場合、又はその他これに準ずる正当な理由があるものと当社の取締役会が判断した場合は、地位に該当しなくなった時点から1年を経過した日、又は本新株予約権の行使期間の最終日のいずれか早く到来する日において、未行使の本新株予約権全部を放棄する。
- (2) 新株予約権者は、本新株予約権の全部又は一部について、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができないものとする。
- (3) その他権利行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、新株予約権割当契約に定めるところによる。

- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。
- i 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - ii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - iii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
 - iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記iiiに従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - v 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - vi 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
 - vii 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
 - viii 新株予約権の取得条項
(注)5に準じて決定する。
 - ix その他の新株予約権の行使の条件
(注)3に準じて決定する。
- 5 以下の i、ii、iii、iv又はvの議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。
- i 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ii 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - iii 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - iv 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - v 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

③ 新株予約権付社債

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

(2012年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債)

(取締役会決議 平成19年1月22日)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	120
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	「(1)株式の総数等②発行済株式」に記載の普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	7,566(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり158,600(注)2
新株予約権の行使期間	平成19年2月22日から平成24年1月25日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 158,600(注)2, 3, 4 資本組入額 79,300(注)2, 3, 4
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権は転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできない。
代用払込みに関する事項	(注)4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6
新株予約権付社債の残高(百万円)	1,200

(注) 1 本新株予約権の行使により当社が新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を移転(以下、当社普通株式の発行又は移転を当社普通株式の「交付」という。)する当社普通株式の数は、行使された本新株予約権に係る本社債の額面金額の総額を転換価額で除した数とします。

2 転換価額の調整

転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る価額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(新株予約権の行使及び転換予約権付株式の転換予約権の行使の場合等を除く。)には、次の算式により調整されるものとします。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社が保有するものを除く。)の総数をいいます。

$$\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times 1 \text{株当りの発行又は処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割(無償割当てを含む。)又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整されるものとする。

3 本新株予約権の行使の条件

(1) 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(2) 本新株予約権付社債所持人は、平成22年12月31日までは、ある四半期の初日から最終日の期間において、当社普通株式の終値が、当該四半期の直前の四半期の最後の取引日に終了する30連続取引日のうちいずれかの20取引日において、当該直前の四半期の最後の取引日において適用のある転換価額の120%を超える場合に限り、本新株予約権を行使することができる。なお、かかる計算は平成22年12月31日に終了する四半期には行わないものとする。平成23年1月1日以降の期間においては、本新株予約権付社債所持人は、当社普通株式の終値が少なくとも1取引日において当該取引日に適用のある転換価額の120%を超える場合は、以後いつでも、本新株予約権を行使することができる。但し、本(2)記載の本新株予約権の行使の条件は、以下①及び②の期間中は適用されない。なお、本項において「取引日」とは、東京証券取引所が開設されている日をいい、当社普通株式の終値が発表されない日を含まない。

① 当社が、本新株予約権付社債所持人に対し、下記(注)5(1)記載の当社の選択による本社債の繰上償還に係る通知を行った後の期間

② 当社が組織再編成行為を行う場合、本新株予約権付社債所持人に対して当該組織再編成行為に関する通知を行った日以降の期間

4 本新株予約権1個の行使に際し、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとします。また、本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の額面金額と同額とします。

5 本社債の繰上償還

本社債は繰上償還に関して主に以下のように定めております。

- (1) 当社の選択による繰上償還
クリーンアップ条項による繰上償還
残存する本社債の額面金額総額が、税制変更等による繰上償還、当社が組織再編行為を行う場合の繰上償還の通知を行う前のいずれかの時点において、発行時の本社債の額面金額総額の10%を下回った場合、当社は、その選択により、本新株予約権付社債所持人に対して、償還日から30日以上60日以内の事前の繰上償還の通知(かかる通知は取り消すことができない。)を行った上で、残存する本社債の全部(一部は不可。)を本社債額面金額の100%で繰上償還することができる。
 - (2) 本新株予約権付社債所持人の選択による繰上償還
本新株予約権付社債所持人は、その選択により、当社に対し、平成22年2月8日(以下「任意償還日」という。)において、その保有する本社債を本社債額面金額の100%で償還することを請求することができる。かかる請求をするためには、本新株予約権付社債所持人は、当該任意償還日に先立つ30日以上60日以内の期間に所定の償還通知書とともに当該本新株予約権付社債を本社債の支払代理人に預託しなければならない。かかる通知は当社の書面による同意がない限り、取り消し又は撤回することができない。
- 6 当社が組織再編行為を行う場合、当社は承継会社等をして、承継会社等の新株予約権の交付をさせるよう最善の努力を尽くすことを定めておりますが、その主な内容は以下のように定めております。
- (1) 交付される承継会社等の新株予約権の数
当該組織再編行為の効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の本新株予約権付社債所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。
 - (2) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の種類
承継会社等の普通株式とする。
 - (3) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の数
承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編行為の条件を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、以下に従う。なお、転換価額は上記(注)2と同様な調整に服する。
 - ① 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編行為において受領する承継会社等の普通株式の数を受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編行為に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の公正な市場価値(独立のフィナンシャル・アドバイザー(本新株予約権付社債の要項に定義する。以下本号において同じ。)に諮問し、その意見を十分に考慮した上で、当社が決定するものとする。)を承継会社等の普通株式の時価(本新株予約権付社債の要項に定義する。)で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。
 - ② その他の組織再編行為の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債の所持人が得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益(独立のフィナンシャル・アドバイザーに諮問し、その意見を十分に考慮した上で、当社が決定するものとする。)を受領できるように、転換価額を定める。
 - (4) 承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法
承継会社等の新株予約権1個の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、承継会社等の新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の額面金額と同額とする。
 - (5) 承継会社等の新株予約権を行使することができる期間
当該組織再編行為の効力発生日又は承継会社等の新株予約権を交付した日のいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
 - (6) 承継会社等の新株予約権の行使の条件
上記(注)3に準じて決定する。
 - (7) 承継会社等の新株予約権の取得条項
承継会社等の新株予約権の取得条項は定めない。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年12月31日	—	1,208,135	—	10,764,317	—	10,351,900

(6) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、玉井信光氏から、平成22年12月17日付(報告義務発生日 平成22年12月13日)で、下記2名を提出者及び共同保有者とする大量保有報告書並びに平成23年1月7日付で当該大量保有報告書の訂正報告書の提出があり、以下の株式を保有している旨の報告を受けましたが、当社としては当第1四半期会計期間末現在における実質保有状況の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書及びその訂正報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
玉井 信光	※ 257,955	21.17
玉井 央子	1,500	0.12
合計	259,455	21.30

※ 潜在株式10,200株が含まれております。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成22年9月30日の株主名簿により記載しております。

① 【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,208,135	1,208,135	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,208,135	—	—
総株主の議決権	—	1,208,135	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が115株(議決権115個)含まれております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年10月	11月	12月
最高(円)	2,545	3,805	4,500
最低(円)	2,120	2,100	3,180

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場(マザーズ)における株価を記載しております。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び前第1四半期連結累計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び当第1四半期連結累計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び前第1四半期連結累計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)並びに当第1四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び当第1四半期連結累計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)の四半期連結財務諸表について、清和監査法人により四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,146,274	829,661
売掛金	107,522	67,083
営業投資有価証券	5,939,766	5,960,043
販売用不動産	1,420,741	1,630,622
繰延税金資産	4,505	1,083
営業貸付金	5,113,839	5,317,419
未収入金	584,838	192,798
その他	103,707	136,648
貸倒引当金	△8,855,196	△8,873,539
流動資産合計	5,565,998	5,261,820
固定資産		
有形固定資産	※1 149,849	※1 150,054
無形固定資産		
のれん	384,900	402,794
その他	34,627	39,767
無形固定資産合計	419,528	442,561
投資その他の資産		
投資有価証券	1,179,528	1,163,636
その他	335,537	334,357
投資その他の資産合計	1,515,065	1,497,993
固定資産合計	2,084,443	2,090,609
資産合計	7,650,442	7,352,430

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	23,225	14,175
短期借入金	503,957	66,000
1年内返済予定の長期借入金	80,000	125,000
未払金	143,922	92,750
未払費用	167,034	152,530
未払法人税等	3,526	32,150
賞与引当金	18,707	42,578
その他	550,570	722,535
流動負債合計	1,490,943	1,247,720
固定負債		
新株予約権付社債	1,200,000	1,200,000
長期借入金	1,006,115	1,026,449
繰延税金負債	65,485	56,802
退職給付引当金	82,418	71,834
その他	797,351	585,067
固定負債合計	3,151,371	2,940,154
負債合計	4,642,314	4,187,874
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,764,317	10,764,317
資本剰余金	10,351,900	10,351,900
利益剰余金	△18,639,280	△18,538,744
株主資本合計	2,476,937	2,577,473
評価・換算差額等		
為替換算調整勘定	△146,719	△130,878
評価・換算差額等合計	△146,719	△130,878
新株予約権	18,189	21,811
少数株主持分	659,720	696,149
純資産合計	3,008,127	3,164,555
負債純資産合計	7,650,442	7,352,430

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
売上高	1,762,068	943,849
売上原価	1,525,636	570,413
売上総利益	236,432	373,435
販売費及び一般管理費	※1 740,385	※1 491,147
営業損失(△)	△503,952	△117,711
営業外収益		
受取利息	6,117	1,222
為替差益	31,273	—
その他	4,931	967
営業外収益合計	42,323	2,189
営業外費用		
支払利息	1,392	22,435
有価証券運用損	6,471	—
支払手数料	8,305	855
為替差損	—	8,244
その他	169	—
営業外費用合計	16,338	31,536
経常損失(△)	△477,967	△147,058
特別利益		
賞与引当金戻入額	—	21,357
貸倒引当金戻入益	172,471	28,502
新株予約権付社債償還益	329,000	—
その他	14,826	3,969
特別利益合計	516,298	53,829
特別損失		
出資金評価損	—	3,797
出資金清算損	890	2,061
関係会社整理損失引当金繰入額	296,360	—
特別退職金	—	9,641
その他	328	2,978
特別損失合計	297,579	18,478
税金等調整前四半期純損失(△)	△259,248	△111,707
法人税、住民税及び事業税	1,577	985
法人税等調整額	△1,114	5,260
法人税等合計	462	6,246
少数株主損益調整前四半期純損失(△)	△259,711	△117,953
少数株主損失(△)	△102,769	△17,417
四半期純損失(△)	△156,941	△100,536

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純損失(△)	△259,248	△111,707
減価償却費	28,801	13,582
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△979,082	△18,342
賞与引当金の増減額(△は減少)	△54,858	△23,871
債務保証損失引当金の増減額(△は減少)	△13,006	—
関係会社整理損失引当金の増減額(△は減少)	296,360	—
受取利息	△6,117	△1,222
資金原価及び支払利息	20,043	52,308
新株予約権付社債償還損益(△は益)	△329,000	—
売上債権の増減額(△は増加)	△4,953	△40,439
営業投資有価証券の増減額(△は増加)	202,667	△6,949
たな卸資産の増減額(△は増加)	△21,411	209,880
営業貸付金の増減額(△は増加)	2,611,647	203,579
未収入金の増減額(△は増加)	165,080	△383,988
未払金の増減額(△は減少)	39,509	51,481
未払費用の増減額(△は減少)	△26,114	△25,831
その他	123,721	79,049
小計	1,794,038	△2,470
利息の受取額	5,725	1,222
利息の支払額	△21,087	△11,626
法人税等の支払額	△3,889	△5,236
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,774,786	△18,110
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の増減額(△は増加)	△17,610	—
投資有価証券の取得による支出	△2,883,138	△16,000
短期貸付金の増減額(△は増加)	319,651	843
その他	△10,214	△16,350
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,591,312	△31,507
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の増減額(△は減少)	△50,000	437,957
長期借入金の返済による支出	△65,000	△65,334
配当金の支払額	△517	△143
社債の償還による支出	△1,741,500	—
その他	—	△453
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,857,017	372,026
現金及び現金同等物に係る換算差額	3,696	△5,795
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△2,669,847	316,612
現金及び現金同等物の期首残高	5,811,512	829,661
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	64,733	—
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 3,206,397	※1 1,146,274

【継続企業の前提に関する事項】

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

該当事項はありません。

【表示方法の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
(四半期連結損益計算書関係) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づき財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用に伴い、当第1四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純損失」の科目を表示しております。

【簡便な会計処理】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)
固定資産の減価償却費の算定方法 定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年9月30日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 211,094千円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 205,881千円

(四半期連結損益計算書関係)

第1四半期連結累計期間

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
役員報酬 64,753千円	役員報酬 36,312千円
給与及び手当 162,288千円	給与及び手当 107,736千円
賞与引当金繰入額 56,537千円	貸倒引当金繰入額 10,159千円
退職給付費用 2,773千円	賞与引当金繰入額 16,128千円
減価償却費 22,414千円	退職給付費用 8,435千円
地代家賃 63,847千円	減価償却費 13,081千円
支払手数料 156,061千円	地代家賃 57,083千円
のれん償却額 34,613千円	支払手数料 143,259千円
	のれん償却額 17,894千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年12月31日現在)	※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年12月31日現在)
現金及び預金 3,206,397千円	現金及び預金 1,146,274千円
現金及び現金同等物 3,206,397千円	現金及び現金同等物 1,146,274千円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末 (株)
普通株式	1,208,135

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

会社名	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の 目的となる 株式の数(株)	当第1四半期 連結会計期間末残高 (千円)
提出会社	平成19年2月発行ユーロ 円建新株予約権付社債に 付した新株予約権	普通株式	7,566	—
	ストック・オプションと しての新株予約権	—	—	18,189
合計			7,566	18,189

(注) 第5回新株予約権の一部、第7回新株予約権及び第8回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

